

岩手県告示第789号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成27年10月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成27年8月11日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 三陸板金工業所
    - イ 主たる営業所の所在地 宮古市南町3番1号
    - ウ 代表者の氏名 佐々木久四郎
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第7677号
  - (3) 処分の内容 屋根工事業及び板金工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年8月10日付けで屋根工事業及び板金工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成27年8月17日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 有限会社丸森工業
    - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区愛宕字梁川240番地1
    - ウ 代表者の氏名 菊池一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第60188号
  - (3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年7月31日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成27年8月18日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 岩手基礎工業株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市流通センター1番34号
    - ウ 代表者の氏名 三田利雄
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第4716号
  - (3) 処分の内容 さく井工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年8月18日付けでさく井工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成27年8月19日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 ヤマイチ建築
    - イ 主たる営業所の所在地 釜石市小川町三丁目4番地12
    - ウ 代表者の氏名 山内長一
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-25）第110060号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成27年8月4日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成27年8月18日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 熊谷舗装
  - イ 主たる営業所の所在地 一関市藤沢町黄海字西深萱125番地1
  - ウ 代表者の氏名 熊谷和哉
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第80016号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年8月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成27年8月31日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 株式会社アドバンス・テック
  - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市末崎町字大田37番地65
  - ウ 代表者の氏名 菊池忠光
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第90120号
- (3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年8月31日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成27年8月28日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 藤清工務店
  - イ 主たる営業所の所在地 上閉伊郡大槌町小槌第23地割91番地1
  - ウ 代表者の氏名 藤原清吾
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第9327号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年8月11日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成27年9月1日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 藤原鉄筋
  - イ 主たる営業所の所在地 一関市大東町曾慶字大森48番地
  - ウ 代表者の氏名 藤原克
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-22)第80050号
- (3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成27年8月12日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。